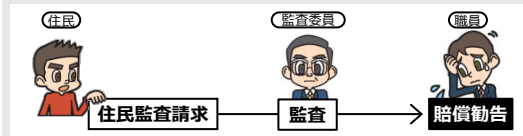


この保険の支払対象となる事故

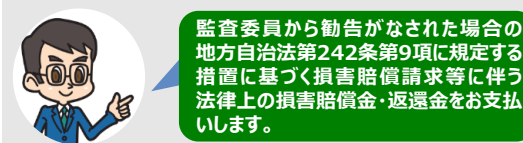
公務員賠償責任保険では、被保険者が、公務員としての職務につき行った行為に起因して、次のいずれかに該当する請求または訴訟がなされたことにより、公務員個人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。詳しい内容は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

1.住民監査請求



【住民監査請求の例】

- 下水道使用料について、時効になり徴収不能となったのは担当職員が回収努力を怠っていたことが原因であるとして、監査委員から賠償勧告を受けた。
- 独立行政法人が運営する保険制度の保険料支払いにあたって、過大な支出があったとして、監査委員から賠償勧告を受けた。

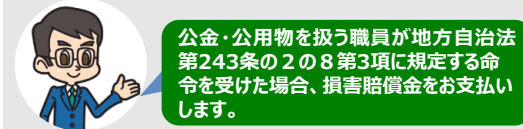


3.行政処分



【行政処分の例】

- 徴収した県営住宅の滞納家賃を、ほかの滞納家賃徴収業務中に紛失してしまい、賠償命令を受けた。
- 出張中に、外部持出し用専用端末（PC）を紛失してしまい、賠償命令を受けた。



この保険の特長

ポイント 1 訴訟になる前の弁護士費用も補償！

公務員としての職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求等がなされるおそれがある場合に弁護士相談に要した費用が補償の対象となります。※保険会社が事前に認めた場合に限り。※1事故および保険期間中に10万円限度【弁護士相談費用補償特約】

ポイント 5 初期対応費用・訴訟対応費用を補償！

事故現場の保存費用や写真撮影費用などの初期対応費用や、意見書作成のために必要な費用などの訴訟対応費用も補償の対象となります。

ポイント 8 地方自治法第243条の2の8第3項にも対応！

行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令も補償対象となります。

ポイント 2 派遣(出向)先の業務も補償！

法令に基づき派遣（出向）された場合派遣先の業務も補償します。（ただし、公務員の身分を有さない退職派遣となる場合は補償対象外となります。）

ポイント 6 民事調停・住民監査請求も補償！

住民訴訟（第1段訴訟、第2段訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も保険金のお支払い対象となります。【職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約】

ポイント 9 職員間のモラルハラスメントも補償！

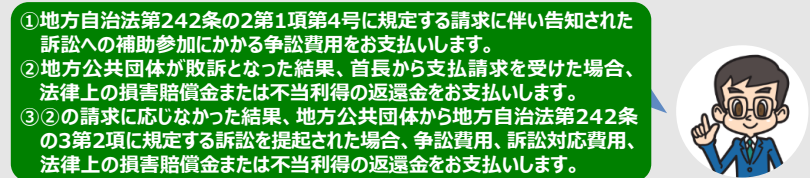
職員間のハラスメントに起因する損害賠償請求も補償の対象となります。【職員間訴訟一部補償特約】

2.住民訴訟



【住民訴訟の例】

- 事前調査が不十分なまま、再開発事業を実行したため、市の財政を悪化させたとして、住民監査請求がなされたが、監査委員の監査の結果、棄却された。内容に不服があるとして、住民から訴訟を提起された。
- 生活保護費が詐取された事案において、支給決定に必要な調査を怠ったとして、損害賠償請求を受けた。

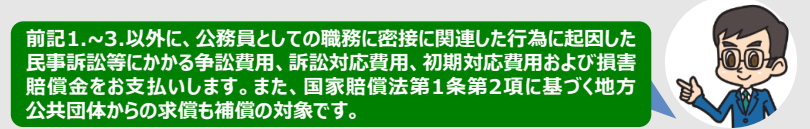


4.民事訴訟・その他の損害賠償請求



【民事訴訟・その他の損害賠償請求の例】

- 誤って同姓同名の別人の住民票を交付してしまい、プライバシーの侵害で訴えられた。
- 公文書公開における不適切な取扱いにより、公開請求者に精神的損害を与えたとして訴えられた。
- ハラスメントの被害を受けた職員から、行為者に対する監督責任があるとして訴えられた。



※首長…地方公共団体の長

ご加入セット（支払限度額と年間保険料）

記載の保険料は、団体割引 **10%**（被保険者（補償の対象となる方）数が **500名以上1000名未満** の場合の割引率）が適用されています。このため、契約開始の際、被保険者数が **500名未満または1000名以上** となった場合は、保険料が変更となります。

通常セット		セット 1	セット 2	セット 3	セット 4	セット 5
1 請求・保険期間中限度額						
法律上の損害賠償金・返還金		5 億円	3 億円	1 億円	5, 000万円	3,000万円
争訟費用		5, 000万円	3,000万円	1, 000万円	500万円	100万円
訴訟対応費用		500万円				
初期対応費用※ 1		500万円				
保険料（1年間）		9,200円	7,980円	6,000円	4,500円	2,840円
民事訴訟重視セット		セット 6	セット 7	セット 8	セット 9	セット 10
1 請求・保険期間中限度額※ 2						
法律上の 損害賠償金・返還金	民事訴訟※3	5 億円	3 億円	1 億円	5, 000万円	3,000万円
	住民訴訟※3	100万円				
争訟費用	民事訴訟※ 3	5, 000万円	3,000万円	1, 000万円	500万円	100万円
	住民訴訟※ 3	10万円				
訴訟対応費用		500万円				
初期対応費用※1		500万円				
弁護士相談費用		10万円				
免責金額		0円				
保険料（1年間）		6,830円	5,980円	4,620円	3,570円	2,450円

- ※1 被保険者が慣習として支払った見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用については、被害者1名あたり3万円が限度です。
- ※2 法律上の損害賠償金・返還金および争訟費用は、それぞれ1被保険者ごとの支払限度額です。これらの支払限度額は、一連の損害賠償請求および保険期間中の限度額です。また、これらの支払限度額は、民事訴訟および住民訴訟を各々合算した金額となります。
- ※3 民事訴訟とは前記「この保険の支払対象となる事故」の4を、住民訴訟とは、「この保険の支払対象となる事故」の1～3をさします。

この保険で支払われる保険金

①法律上の損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

②法律上の返還金

被保険者に不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額

③争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求等に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの

④訴訟対応費用

第三者から被保険者に対して裁判所に提起された損害賠償金の支払いを求める訴訟等について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤初期対応費用

被保険者が行う公務員としての職務に密接に関連した行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に民事訴訟等による損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が事故の緊急的対応のために要した、損害の発生もしくは拡大の防止または被保険者が公務員としての職務につき行った行為に起因する偶然な事故による損害賠償に関する争訟の解決について、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑥弁護士相談費用

公務員としての職務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれが生じたことにより、被保険者が弁護士へ相談したことによって支出した費用 ※保険会社が事前に認めた場合に限り。